

随意契約理由

令和7年(2025年)4月1日

契約担当課名	学び育ち支援課
発注担当課名	学び育ち支援課
契約名称	豊中市放課後こどもクラブ有人警備業務委託
契約内容	豊中市放課後こどもクラブ有人警備業務委託
契約締結日 及び契約期間	令和7年4月1日 令和7年4月1日から令和8年3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	株式会社オリエント・サービス 豊中市服部豊町1丁目2番6号
契約金額	単価契約 1,880 円／時間（税抜）
随意契約理由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号に該当) 豊中市立桜塚学校他 19 校では、包括施設管理業務契約の受注者である東急コミュニティー&日東カスタディアル・サービス共同事業体を通じて、株式会社オリエント・サービスが 17 時までの有人警備業務を受託しています。17 時以降については、各小学校に設置されている放課後こどもクラブのみの警備時間帯となりますが、校内の安全確認や子どもの見守り等において、前後の業務が密接な関係にあり、かつ、前業務内容が後の業務委託に重大な影響を及ぼすことが認められます。このことから、一体的管理の必要性および責任の所在の明確化の観点に鑑み、同じ事業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものです。